

農家民宿開設の流れについて

1 農家民宿と規制緩和

(1) 農林漁業体験民宿業とは

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」において、「農林漁業体験民宿業とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業」と定義されています。ただし、「農林漁業体験民宿」を農林漁業者以外でも開設出来ることから、便宜上以下のとおりとします。

→農林漁業者による「農林漁業体験民宿」 = 「農家民宿」

→農林漁業者以外による「農林漁業体験民宿」 = 「体験民宿」

(2) 営業区分

旅館業法に定める宿泊業には、以下の4つの区分があります。

区分	内容
ホテル営業	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
旅館営業	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
簡易宿所営業	<u>宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの</u>
下宿営業	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

いわゆる「民宿」という表記は旅館業法にはありません。

上記の内「簡易宿所営業」が一般に「民宿」と称されています。

(3) 「農家民宿」の営業区分の特例

農林漁業者が「農林漁業体験民宿業」を営む場合に限り、この「簡易宿所」の営業許可が取りやすくなっています。具体的には、客室延べ床面積33㎡以上ないと営業許可を受けられないという一般の「簡易宿所」の下限面積が適用されません。

(4) 「農林漁業体験民宿業」に必要な役務の提供

「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業をいう。

(5) 規制緩和の整理表

農家民宿に対しては、規制緩和が適用され、開設しやすくなっています。

各法による規制及び規制緩和など農林漁業体験民宿に関する法律行為の主な内容については、下記のとおりです。

※農林漁業者が開設する場合

各法による規制及び規制緩和の内容	該当法律及び 関係機関	客室延床面積	
		33 m ² 未満	33 m ² 以上
市街化調整区域内での営業	都市計画法	○	×
旅館業法の営業許可の取得（簡易宿所）	旅館業法	○	○
水洗式以外のトイレでの営業	旅館業法	○	○
トイレの手洗い設備の整備	旅館業法	注1	注1
建築基準法上の旅館に該当しない	建築基準法	○	×
消防法の規制緩和	消防法	注2	
農林業体験民宿としての登録 注3	任意	○	○
宿泊サービスとしての送迎輸送	道路運送法	○	○
体験ツアー等の販売・広告	旅行業法	○	○

注1 専用の設備が望ましいが、手洗いに支障ない構造の場合は便器一体型も可

注2 規制緩和の適用を個別に判断する

注3 (財)都市農山漁村交流活性化機構への登録が可能となる

2 農家民宿開設に係るサポート

(1) 開設支援のための連絡会議の設置

県北地方では、農家民宿の申請等を円滑にさせていただくため、各消防本部、地方振興局、保健福祉事務所、福島市保健所、農林事務所、建設事務所、教育事務所からなる農家民宿開業支援連絡会議を開催しています。

(2) 開設支援のための研修会等の開催

県北農林事務所では、グリーン・ツーリズム推進に関する情報交換や研修会等を実施しています。

農家民宿開設に係る研修会等の開催を希望される場合は、県北農林事務所企画部地域農林企画課まで（電話：024-521-2596）までご要望下さい。

(3) 農業制度資金等

農林漁業者が農家民宿開設の際に利用出来る農業制度資金があります。

- ・農業近代化資金（施設等資金：1号資金）
- ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

利用を希望される方は、県北農林事務所農業振興普及部農業振興課（電話：024-521-2604）までお問い合わせ下さい。

3 農家民宿開設に係る相談・申請・許可の流れ

農林漁業者が客室延床面積33㎡未満の農林漁業体験民宿を開設する場合の相談・手続き等は以下のとおりとなります。

① 窓口機関への相談（県北農林事務所）

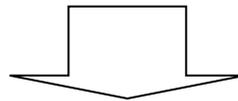
「農家民宿」の開設を希望される方は、県北農林事務所企画部までご相談下さい。（開設場所、開設時期、開設規模、農業体験の内容等をお聞きいたします。）

※併せて「農林漁業体験民宿業等の確認申請書」等の様式を配布致します。

連絡先：県北農林事務所 企画部 地域農林企画課

住所：福島市杉妻町2番16号（北庁舎5階）

電話：024-521-2596



開設に向けて話が具体的にになったら・・・

② 関係機関への相談（県北保健福祉事務所、福島市保健所）

農家民宿開設に向けて話が具体的にになったら、県北保健福祉事務所（福島市の場合は福島市保健所）に手続きや申請書の書き方について相談します。食事を提供する場合も併せて相談します。

注）家の間取りがわかる平面図、写真などを準備しましょう。（手書きでも可）

福島市以外：県北保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課

住所：福島市御山町8-30

電話：024-534-4304

福島市の方：福島市保健所 保健衛生課

住所：福島市森合町10番1号（福島市保健福祉センター）

電話：024-597-6319

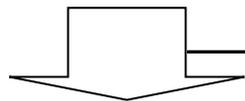


③ 農林漁業体験民宿であることの確認申請（県北農林事務所）

県北農林事務所に対して、事務取扱要領に基づく申請書（様式第1号）を提出してください。

県北農林事務所は、申請書を受理後、現地調査等を経て確認書を交付します。





④ 消防法に関する手続き（各消防本部）

消防署等による防火対象物としての消防法令適合状況の確認や誘導灯の設置義務等の必要が生ずる場合がありますので、必ず、平面図等を持参して最寄りの消防本部に出向いて相談してください。

◎福島市消防本部（福島市※旧飯野町を除く）

住所：福島市天神町 14-25

電話：024-534-9103

◎伊達地方消防組合消防本部

（伊達市、伊達郡、旧飯野町）

住所：伊達市保原町大泉字大地内 93-1

電話：024-575-0181

◎安達地方広域行政組合消防本部

（二本松市、本宮市、安達郡）

住所：二本松市大壇 27

電話：0243-22-1211

建築基準法

○客室延床面積が33㎡を超えると建築基準法の「旅館」となります。

○建物の新築、増築、改築を伴う場合や宿泊施設の用途変更が100㎡を超える場合、市又は県の建築確認が必要となります。



⑤ 旅館業法、食品衛生法等に関する手続き（県北保健福祉事務所、福島市保健所）

県北保健福祉事務所、福島市保健所で営業許可申請手続き及び必要に応じて飲食店営業の許可申請を行います。

⑥ 検査（旅館、飲食店）



⑦ 業許可証交付



⑧ 農家民宿開設

(任意)



○農林漁業体験民宿業者としての登録

申請団体：(財)都市農山漁村交流活性化機構

メリット：登録証、標識が交付される。都市住民へのPR、研修会等への参加

(様式第1号)

令和 年 月 日

県北農林事務所長

住 所

氏 名

印

農林漁業体験民宿業等の確認申請書

別添の内容について、農林漁業体験民宿業に係る法令等の規制緩和の適用を受けるため、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に定める農林漁業体験民宿業に該当する旨等を確認願います。

なお、確認にあたっては、必要に応じ、関係機関等に当該申請書に記載の内容について照会することに同意します。

記

該 当 項 目	申 請 す る 確 認 書 の 提 出 先
	(旅館業法営業許可) 保健所
	(市街化調整区域における建築物の用途の変更) 建設事務所 または 許可権限を有する市

(農業体験民宿業を営む場合)

I 開設 (しようとする ・ している) 農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容等

施設	名称	
	所在地	
	施設の所有者	(申請者との関係)
	客室延床面積	
提供する役務等	<input type="checkbox"/>	1 農作業体験施設等を利用させる役務
	<input type="checkbox"/>	2 農作業の体験の指導
	<input type="checkbox"/>	3 農産物の加工又は調理の体験の指導
	<input type="checkbox"/>	4 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
	<input type="checkbox"/>	5 農用地その他の農業資源の案内
	<input type="checkbox"/>	6 上記 1～5 に掲げる役務の提供のあつせん

※ 提供する役務の欄に○をつけてください

(法人が営む場合は、以下もご記入ください)

II 農業者であることの確認

<input type="checkbox"/>	「耕作証明書」を発行する場合の農地基本台帳に登載あり
<input type="checkbox"/>	農業に従事していることを証明できる書類 (農業生産法人にあつては、その定款。) (書類の名称 :)

※ 添付する書類の欄に○をつけてください